

## Esri 社 GIS ソフトウェアの利用に関する注意事項および誓約事項

立正大学地球環境科学部 ICT 推進委員会

2019 年 7 月 20 日制定

2020 年 5 月 12 日改定

立正大学地球環境科学部 ICT 推進委員会が提供する ESRI 社 GIS ソフトウェアおよびクラウドアプリケーションの利用を申請する際は、本文書および最下部の誓約書を熟読し、内容に同意してください。

### (利用条件)

#### [利用資格者]

- ・立正大学地球環境科学部に籍を置く学部生、大学院生
- ・立正大学地球環境科学部所属の専任教員、任期付教員（助教を含む）、非常勤講師、外部研究員

#### [ArcGIS Online および指定ユーザーライセンスで ArcGIS Pro を利用できる者]

- ・申請により ArcGIS Online アカウントを作成した者

#### [ソフトウェアをインストール可能な端末 (PC・タブレット・スマートフォン) ]

- ・個人所有の PC など、利用者が特定されている端末

#### [利用目的]

- ・教育、学習、学術研究、大学業務

#### [利用期限]

- ・利用申請時に定めた期間

### (注意事項)

- ・ 研究倫理および著作権法等の関係諸法規を遵守してください。
- ・ ログイン状況やソフトウェア利用状況は、管理者が随時モニターしており、不正利用がないか通信ログを確認しています。
- ・ ArcGIS Online のアカウントは申請時に定めた利用期間が終了した時点で削除します。データのバックアップは、利用者が各自で行ってください。
- ・ ArcGIS Online で作成したデータは、個人情報等が含まれている可能性があるため、原則として非公開とさせていただきます（初期設定では非公開となっていますので、そのままの設定にしてください）。

### (誓約事項)

- 配布方法の如何に関わらず、ライセンスに関する情報を他言しないこと。
- 公序良俗に反する利用や立正大学の名誉を傷つけるような利用をしないこと。
- ソフトウェアおよびクラウドアプリケーションに不正な方法でアクセスしないこと。
- 利用者は、ソフトウェアをインストールした機器を管理し、インストールした全てのソフトウェアについて、必ず利用期限までに削除すること。
- 退職、卒業等に伴い本学関係者から外れる場合は、本ソフトウェアの利用者資格を失効することになるので、各自の責任のもと本ソフトウェアの削除を行うこと。
- ICT 推進委員会が GIS ソフトウェアおよびライセンスの返却を求めた場合には如何なる理由があった場合においても速やかに応じること。

違反行為が発覚した場合、管轄機関へ連絡し、学内の諸規程および著作権法等の関係諸法規に照らして厳罰に処します。

### (免責事項)

- 本ソフトウェアのインストール（関連する事項も含む）および使用によって発生するいかなる不具合、損害等に関しても、ICT 推進委員会は一切の責任を負いません。
- 違法行為や不正な利用が発覚した場合は、利用者個人の責任において対応するものとし、ICT 推進委員会は一切の責任を負いません。
- 利用期間が終了したアカウント情報は速やかに消去します。データの復旧や保管はいたしません。

## 研究・教育用 GIS ソフトウェア利用に係る誓約書

私は、立正大学地球環境科学部 ICT 推進委員会が管理している GIS ソフトウェア (ArcGIS Online/ArcGIS Pro) 及びそのライセンスの利用にあたって以下の事項を遵守することを誓約します。

1. GIS ソフトウェアおよびライセンスの利用を中止する場合、または卒業・修了・退学をする場合は利用期間の如何に問わず速やかに ICT 推進委員会に届け出ます。
2. ICT 推進委員会より貸し出された GIS ソフトウェアおよびライセンスを利用することで生じた損害などについては、学部および ICT 推進委員会に対して一切の補償を求めません。
3. ICT 推進委員会が GIS ソフトウェアおよびライセンスの返却を求めた場合には如何なる理由があつた場合においても速やかに応じます。

以上。